

平成26年度金融庁調達改善計画の上半期自己評価結果
(対象期間:平成26年4月1日～平成26年9月30日)

平成26年11月14日
金融庁

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成26年度に開始した取組			目標の進捗状況		
1. 重点的に取り組む分野		下記のとおり実施	下記のとおり	○	—	取組みを継続実施
○情報システムに関する調達への取組み		下記のとおり実施	下記のとおり	○	—	取組みを継続実施
政府調達に該当するシステム調達の改善の取組について、「情報システム調達会議(※)」において、外部有識者(CIO補佐官等)を交えて、 ①システムの仕様が使途・目的に照らして適切なものとなっているか、 ②SE単価や工数見込などが過去の実績に照らして調達予定価格が適切なものとなっているか等の観点から審議 ※総括審議官及び各局総務課長等をメンバーとする会議		4月4日、6月18日、9月9日に情報システム調達会議を開催。「金融庁電子申請・届出システム等の運用支援」他5件の調達予定案件の内容が適切なものとなっているか等について、審議を実施。	情報システム調達会議における審議の結果、調達の必要性、調達単位の妥当性及び契約方針、随意契約を行う場合の随意契約理由及び契約内容(契約金額)の適切性が確保できた。	○	—	取組みを継続実施
全てのシステムを調達する際に作成する仕様書について、システムの目的・使途と仕様の内容が見合ったものになっているか等の観点から、外部有識者(CIO補佐官)による審査を実施		情報システムの調達に係る全ての仕様書について、外部有識者(CIO補佐官)が審査を実施。	システムの目的・使途が仕様書に適切に反映されているか等の観点から専門的な審査を行うことにより、適切な仕様を確定した。	○	—	取組みを継続実施
過去の「情報システム調達会議」及び「金融庁契約監視委員会」において指摘された一者応札の改善、共同調達の拡大等の視点を参考に、全てのシステム調達について、情報システムの金融行政への有効な活用等の観点から、情報システム調達の妥当性等を各局総務課長等が検証		全てのシステム調達について、情報システムの金融行政への有効な活用等の観点から、情報システム調達の妥当性等を各局総務課長等が検証。	検証の結果、調達の必要性、調達単位の妥当性及び契約方針、随意契約を行う場合の随意契約理由及び契約内容(契約金額)の適切性が確保できた。	○	—	取組みを継続実施
主なシステムの運用支援について、SLA(サービスレベルアグリーメント)を仕様書に盛り込むことにより、作業範囲・水準を明確化し、品質等に係る事業者側と当庁の認識を一致		主な情報システムの運用支援に係る調達仕様書に、SLAに関する条項を記載。	契約相手方が提供するサービス内容と範囲、品質に対する要求水準を明確化することにより、品質の確保が図られた。	○	—	取組みを継続実施
各システムのこれまでの検討内容・結果(※)について、他のシステム担当者においても共有 ※調達前における各局総務課長等による検討、情報システム調達会議による検討、調達後における金融庁契約監視委員会による審議等によるもの	○	共有フォルダ内に、調達前における各局総務課長等による検討、情報システム調達会議による検討、調達後における金融庁契約監視委員会による審議等を格納。	他のシステム担当者と情報を共有することで、類似のシステム調達の妥当性等の検証における効率化が図られた。	○	—	取組みを継続実施
全てのシステムの運用・保守業務について、業務の繁閑を踏まえた積算の精査や契約形態の見直しを検討	○	システム運用支援業務(1案件)において、業務の繁閑を踏まえた工数内訳を仕様書において示した。	不要な工数を削減することにより、適切な価格での応札が期待される。	○	—	取組みを継続実施
全てのシステムのデータ入力業務について、応札条件等に必要の実務経験等を検証	○	システムのデータ入力業務(1案件)について、応札条件等に必要の実務経験等を撤廃した。	応札者数の増加が期待される。	○	—	取組みを継続実施
専門用語を含めたシステムの基礎を習得させるために、IT基礎知識研修(ITサポート試験合格レベル)を実施 情報システムの調達に関する当庁の取組と関連知識を習得させるために、情報システム担当者等研修を実施	○	IT基礎知識研修を実施するとともに情報システム担当者研修を下半期に実施予定。	IT基礎知識研修によりIT関連業務における専門用語を含めたシステムの基礎知識の習得が図られた。	○	—	取組みを継続実施
情報システムの開発、保守、改修、更新に係る全体費用の低下を図るために、国庫債務負担行為による複数年度契約の実施を検討		平成27年度の情報システムに係る概算要求において、国庫債務負担行為として9件を要求。	複数年度契約による事務量の削減並びに情報システムの開発等に係る全体費用の低下が見込まれる。	○	—	取組みを継続実施
2. 継続的な取組み		下記(1)～(3)のとおり実施	下記(1)～(3)のとおり	○	—	取組みを継続実施
下記(1)～(3)のとおり。 (1) 随意契約の見直し 下記①～③のとおり		下記①～③のとおり実施	下記①～③のとおり	○	—	取組みを継続実施
① 事後審査の実施 競争性のない随意契約を行う案件については、個別案件ごとに「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)等に照らして、真にやむを得ないものかどうかの検証を金融庁契約監視委員会において行う(少額随意契約を除く)。		第17回金融庁契約監視委員会(H26年12月頃開催予定)において、26年度上半期の案件について検証予定。	第17回金融庁契約監視委員会(H26年12月頃開催予定)において、26年度上半期の案件について検証し、検証結果を反映させる予定。	○	—	取組みを継続実施
② 価格交渉の推進 随意契約であっても価格の妥当性を向上させるため、契約内容を調整しながら見積を行っていくことで、価格交渉を実施する。	○	1案件について、価格交渉を実施した。	1案件実施し、初回提示額(753千円)から192千円削減した。	○	—	取組みを継続実施
③ 少額な契約への対応 庁舎エントランスに調達情報/オープンカウンターを設置し、当コーナーにて見積依頼書を公開配布し、競争参加の機会を広げる。		7案件について見積依頼書を公開配布。	7案件実施し、1,130千円削減。より多くの業者に見積書を募ることにより、更なる競争性、公平性、透明性が確保され、かつ経費の節減が期待できる。	○	—	取組みを継続実施

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成26年度に開始した取組			目標の進捗状況		
(2) 一者応札の改善 下記①～⑦のとおり		下記①～⑦のとおり実施	下記①～⑦のとおり	○	-	取組みを継続実施
① 事前審査の実施 前回の調達時に一者応札となった案件については、その原因・改善策等を各局総務課長等が審査する。更に、情報システムの政府調達案件については、情報システム調達会議においても審査する。	○	情報システムの調達に係る全ての案件について、各局総務課長の審査を経た。また、情報システム調達会議においても、一者応札とならないための方策を審査した。	できる限りの情報を開示する、また提案書作成のための期間を確保するなどの方策を実施。 実際に、ある運用支援業務では、当該システム開発は一者応札であったが、運用支援業務では2者による競争が確保された。	○	-	取組みを継続実施
② 事後審査の実施(アンケート調査) 一者応札となった案件については、担当部局等が入札不参加者に対して、その理由を聴取する等の取組を行い、入札仕様書等に問題がないか、競争性が確保されているか等について検証し、更に金融庁契約監視委員会において審議を行う。		「一者応札等事後調査シート」を作成し、応札不参加者から理由等を聴取・分析。 さらに、第17回金融庁契約監視委員会(H26年12月頃開催予定)において、26年度上半期の案件について検証予定。	応札不参加者から聴取した意見を分析し、調達の際の仕様書に反映させることが可能となった。 さらに、第17回金融庁契約監視委員会(H26年12月頃開催予定)において、26年度上半期の案件について検証し、検証結果を反映させる予定。	○	-	取組みを継続実施
③ 調達情報の発信 調達情報を積極的に発信するため、主な調達の発注見通しのウェブサイトへの半期毎の掲載、メールマガジンでの情報発信を行い、入札参加者を拡大させる。	○	平成26年度上半期の発注見通しについて、4月に金融庁HPへ掲載。 なお、上半期分のみならず通年分の予定を掲載し、より前広に情報を提供した。	案件及び発注時期を公表することにより、事業者の参入立案に寄与し、競争性の確保が図られた。	○	メールマガジン配信方法等については現在検討中。	取組みを継続実施
④ 入札説明書等の公開配布 入札説明書等を調達情報/オープンカウンターに用意し、入館手続を経なくても入手できるように利便性を図り、入札参加者の増加を目指す。		全ての入札案件について入札説明書等を公開配布。	庁舎内に入館することなく、手軽に入札説明書を手入手することができることから、更なる競争性、公平性、透明性が確保され、経費の削減が期待できる。 また、新規業者の参入が期待できる。	○	-	取組みを継続実施
⑤ 公告期間の更なる確保 政府調達案件について、新規入札参加者が必要な準備期間を十分に確保できるよう、従前より可能な限り公告日を前倒しするよう努める。	○	上半期分においては該当案件なし。 今後発生する新年度案件が該当する見込み。	該当なし。	○	-	取組みを継続実施
⑥ 入札説明会の複数回開催 主要な調達案件について、入札説明会を複数回開催するように努め、入札参加者の増加を目指す。	○	2案件について、入札説明会を2回実施した。	入札説明会の参加機会が増えることにより、入札参加者の増加が期待される。	○	-	取組みを継続実施
⑦ 一者応札が継続している案件の随意契約への移行 複数年度にわたり同一事業者による一者応札が継続し、様々な改善策を講じた上でも改善が見込めない案件については、会計法令や市場動向等も踏まえ、公募を行った上で随意契約とすることを検討する。また、その際には仕様のすり合わせや価格交渉を実施する。	○	該当なし。	該当なし。	○	-	取組みを継続実施
(3) 汎用的な物品・役務		下記①～⑤のとおり実施	下記①～⑤のとおり	○	-	取組みを継続実施
① 競争性の向上 競争性のない随意契約となっている調達について、仕様の見直し等を図り、競争性のある契約への移行を進める。	○	競争性のない随意契約を検証したが、競争性のある契約へ移行する案件は無かった。	該当なし。	○	-	取組みを継続実施
② 共同調達の拡大 平成25年度に実施した共同調達のうち、事務用消耗品、プリンター用トナー、自動車用ガソリン、廃棄物処理等の15案件は、今年度も継続して共同調達を実施する。また、今年度からはクリーニング、テープ起こし、新規採用者基礎研修、パソコン研修についても共同調達を実施する。		事務用消耗品等について、文部科学省、財務省等と共同調達を実施。	文部科学省、財務省等と20件の共同調達を実施。 うち、トナー(ゼロックス)、図書(政官要覧等)、クリーニング、テープ起こし、新規採用者基礎研修及びパソコン研修の6件においては、平成26年度から実施。 一方、事務用消耗品について、従前は文具とOA・雑貨別々に調達していたところを統合し、また災害時用備蓄品については、他省庁において調達予定が無いため、計2件減。	○	-	取組みを継続実施
③ 事務用消耗品の回収・再活用 各部局に配付した事務用消耗品について、定期的に在庫を確認し、当面使用しないと見込まれるものについて、回収・再配付することにより、不在在庫の削減及び有効活用を図る。		各局における不在在庫はすべて回収した。 なお、事務用消耗品を配付する際には、在庫数と必要数を報告させ、不在在庫とならないよう、敵に差分のみの要求とした。	必要数との差分のみを注することに、必要最小限を購入。	○	-	取組みを継続実施
④ 発注単位の集約 従来の取組と同様に、新規の汎用的な物品・役務の発注案件についても、発注単位を集約しスケールメリットを図る。		主要な消耗品については、月単位で集約し、発注を実施。 異動期や新規需要の必要数を把握した上で、調達を実施。(5月9日、6月3日、9月2日実施)	発注事務量の軽減を図るとともに、調達量を集約することにより、調達コストの削減が見込まれる。 シュレッダー・事務用什器について集約。	○	-	取組みを継続実施
⑤ 携帯電話の料金プランの見直し 使用者の利用状況に応じた料金プランの見直しを定期的に変更する。		各機器の利用実績に即してより低料金プランを利用するように、3ヶ月ごとに契約形態の見直しを実施。	携帯電話ごとの使用状況に応じた契約形態を定期的に見直すことにより、最も安価と見込まれる料金体系を選択した。	○	-	取組みを継続実施

外部有識者からの意見聴取の実施状況

外部有識者からの意見	意見に対する対応
<p>○システム調達に関して、外部有識者(CIO補佐官)が仕様書の審査を実施するなど、チェック機能が充実してきていることは評価できる。 今後の中長期的課題として、システム調達担当職員に専門的な知識を身に付けさせていくことが望ましい。</p> <p>○調達改善計画に新規の取組みを追加し、実施していることは評価できる。新規の取組み及び従前からの取組みの実効性を確保するため、モニタリングをしっかり行うことが重要である。</p>	<p>○研修の充実を図ることなどにより、システム調達担当職員の育成を行って参りたい。</p> <p>○調達改善計画の取組みの実効性を確保するため、適切にモニタリングを行うとともに、引き続き改善による効果を随時検証し、計画に確実に反映させることしたい。</p>